

# 石川県工賃向上計画

(令和6～8年度)

令和6年9月

石 川 県

# 目 次

I	計画の策定にあたって	
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象施設	2
II	障害者就労施設の現状と課題	
1	障害のある人の就労状況	3
(1)	障害者数	3
(2)	民間企業における障害者の雇用状況	4
(3)	地方公共団体等における障害者の在職状況	5
(4)	障害者就労施設における就労状況	5
2	障害者就労施設の現状	6
(1)	障害者就労施設における工賃の状況	7
(2)	障害者就労施設の設置状況	7
(3)	障害者就労施設における作業種別の状況	7
3	障害者就労施設における課題	8
(1)	利用者の能力や適性に応じた支援の充実	8
(2)	作業単価の低迷及び受注量の安定確保	8
(3)	企業的経営ノウハウの不足	9
III	計画の取組	
1	計画の基本目標	10
(1)	工賃向上のための就労事業及び実施体制の見直しと充実強化	10
(2)	「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立	10
2	目標工賃	11
(1)	目標工賃設定の考え方	11
(2)	目標工賃の設定	11
3	具体的な施策の取組	11
(1)	障害者就労施設における「事業所工賃向上計画」の作成及び取組の推進	11
(2)	工賃向上に向けた支援施策の充実と連携の強化	11
(3)	「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の充実	12
IV	計画の推進体制	13

# I 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)では、障害のある人々が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)においては、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な雇用施策を、福祉施策と連携を図りながら効果的に推進するよう努めることとされています。

こうしたことを踏まえ、県では、「いしかわ障害者プラン」の施策の一つとして、能力や適性を生かせる環境の整備を掲げ、障害者の働く場の確保と生活の安定を図ることとしています。

また、平成24年4月には国から「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針が示され、障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、県及び障害者就労施設が「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を計画的に進めることとされました。

このため、本計画では、障害者就労施設における現状と課題を明らかにするとともに、近年、障害者就労施設が抱えている、利用者の高齢化や障害の重度化などの事情も考慮した上で、障害者の就労による自立や生活の向上を図るための基本的方向を定め、障害者が能力や適性を生かせる社会の実現を目指すこととします。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(令和6年3月29日一部改正)に基づき策定するものです。
- (2) この計画は、「いしかわ障害者プラン」に掲げる就労支援施策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

## 3 計画の期間

この計画の推進期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。  
なお、計画は必要に応じて見直しを行うこととします。

## 4 計画の対象施設

この計画の対象となる施設は「就労継続支援 B 型事業所」で、以下「障害者就労施設」と言いません。

## II 障害者就労施設の現状と課題

障害のある人で、一般企業などに雇用されることが困難な人がセーフティネットを確保しつつ、その能力や適性を活かして、可能な限り、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害のある人の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練(以下「就労支援」といいます。)を行うための障害者就労施設が設置されています。

しかしながら、障害者就労施設における利用者の就労を考えた場合、働くことを希望する人すべてが、その能力や適性にあった就労の機会が得られている状況にありません。

また、身体・生活上の介護や見守りといったサービス(介護サービス)を必要とする利用者も多くいます。

県では、本計画を策定するにあたり、障害者就労施設に対して就労訓練や生産活動(以下「就労事業」といいます。)に関するアンケート調査や聞き取り調査を実施し、障害のある方々の就労に関する現状の把握と課題の整理を行っています。

### 1 障害のある人の就労状況

#### (1) 障害者数

身体、知的及び精神の障害者手帳を所持している人は、令和6年3月31日現在、61,170人(人口に占める障害者の割合は5.56%)となっています。

また、障害別では、身体障害者数が39,350人(障害別構成比は64.3%)、知的障害者数が10,214人(障害別構成比は16.7%)、精神障害者数が11,606人(障害別構成比は19.0%)となっています。【表1参照】

表1 障害者手帳所持者数 (令和6年3月末現在) (単位:人,%)

区分	南加賀	石川中央	能登中部	能登北部	本県計	全国
身体障害者(A)	8,324	22,687	5,192	3,147	39,350	4,287,000
人口に占める割合(A/E)	3.81	3.15	4.75	5.93	3.57	3.40
知的障害者(B)	2,053	6,145	1,332	684	10,214	962,000
人口に占める割合(B/E)	0.94	0.85	1.22	1.29	0.93	0.76
精神障害者(C)	2,015	8,058	1,070	463	11,606	841,000
人口に占める割合(C/E)	0.92	1.12	0.98	0.87	1.05	0.67
計(D)	12,392	36,890	7,594	4,294	61,170	6,090,000
人口に占める割合(D/E)	5.68	5.12	6.95	8.09	5.56	4.83
人口(E)	218,280	720,414	109,308	53,103	1,101,105	126,146,099

(注)全国の人口は、令和2年国勢調査による(資料:総務省統計局)

全国の障害者手帳所持者数は、平成28年生活のしづらさなどに関する調査による(資料:厚生労働省)

本県の人口は、令和6年4月1日現在のものです。

## (2) 民間企業における障害者の雇用状況

令和5年度における新規求職申込件数は2,670人となっております。

また、法定雇用率2.3%が適用される民間企業(常用労働者数43.5人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、令和5年6月1日現在、4,675.5人で、前年より228.5人(5.1%)増加しています。(注)令和6年4月以降の法定雇用率:2.5%

また、実雇用率は2.49%(全国2.33%)で、法定雇用率達成企業の割合は55.7%(全国50.1%)となっております。【表2参照】

表2 民間企業における規模別障害者の雇用状況 (各年6月1日現在)(単位:人,%)

区 分		① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③障害者の数					④ 実雇 用率 E÷② ×100	⑤ 法定 雇用 率達 成企 業の 割合	全 国	
				A. 重度 身体 障害 者及 び重 度知 的障 害者	B. 重度身 体障害 者及 び重 度知 的障 害者 であ る短 時 間労 働者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障 害者 及 び精 神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及 び知 的障 害者 であ る短 時 間労 働者	E.計 (A×2)+ B+C+ (D×0.5)			⑥ 実雇 用率	⑦法 定雇 用率 達成 企業 の割 合
43.5～ 100人未満	R4	650	41,750.0	143	64	437	222	898.0	2.15	54.4	1.84	45.8
	R5	662	42,217.0	165	52	530	151	987.5	2.34	54.4	1.95	47.2
100～ 300人未満	R4	381	58,291.0	259	77	726	353	1,497.5	2.57	59.3	2.08	51.7
	R5	383	58,367.0	237	72	895	217	1,549.5	2.65	59.0	2.15	53.3
300～ 500人未満	R4	66	23,103.5	82	18	250	46	455.0	1.97	36.4	2.11	43.9
	R5	65	22,504.5	92	15	250	18	458.0	2.04	47.7	2.18	46.9
500～ 1,000人未満	R4	41	24,360.5	112	20	318	132	628.0	2.58	48.8	2.26	47.2
	R5	43	25,638.0	116	23	383	112	694.0	2.71	55.8	2.36	52.4
1,000 以上	R4	22	40,479.5	190	26	471	183	968.5	2.39	63.6	2.48	62.1
	R5	20	38,804.5	161	32	563	139	986.5	2.54	60.0	2.55	67.5
規模計	R4	1,160	187,984.5	786	205	2,202	936	4,447.0	2.37	54.4	2.25	48.3
	R5	1,173	187,531.0	771	194	2,621	637	4,675.5	2.49	55.7	2.33	50.1

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

(注) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数です。

### (3) 地方公共団体等における障害者の在職状況

#### ア. 地方公共団体

法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体(県及び市町)に雇用されている障害者数は、令和5年6月1日現在、480.5人で、実雇用率は2.67%と、法定雇用率を上回っています。【表3参照】(注)令和6年4月以降の法定雇用率:2.8%

表3 地方公共団体における在職状況

(令和5年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	①機関数	②算定基礎職員数 (除外職員除く)	③障害者の数	④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 全国の 実雇用率
R5	35	18,027.5	480.5	2.67	2.70

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

#### イ. 教育委員会

法定雇用率2.5%が適用される教育委員会に雇用されている障害者数は、令和5年6月1日現在、208.0人で、実雇用率は2.67%と、法定雇用率を上回っています。【表4参照】(注)令和6年4月以降の法定雇用率:2.7%

表4 教育委員会における在職状況

(令和5年6月1日現在) (単位:人,%)

区分	①機関数	②算定基礎職員数 (除外職員除く)	③障害者の数	④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 全国の 実雇用率
R5	3	7,789.0	208.0	2.67	2.34

(資料:石川労働局職業安定部職業対策課)

### (4) 障害者就労施設における就労状況

障害者就労施設は、令和6年4月1日現在、149か所整備されており、3,434人の方が支援を受けながら就労事業を行っています。【表5参照】

表5 障害者就労施設の就労者数

(令和6年4月1日現在) (単位:箇所、人)

	施設数	定員数	利用者数
就労継続支援事業B型事業所	149	3,227	3,434

## 2 障害者就労施設の現状

県内の障害者就労施設では、現在、民間企業からの請負や内職的作業、労務の提供、自主製品の製造販売、店舗等の運営など、複数の作業種目を組み合わせた就労事業を提供しています。

これらの就労事業は、施設側が障害のある人の能力や適性に応じた就労支援のメニューとして提供しているもので、次のような特徴を持っています。

① 請負や内職的作業は、製品の完成に至るまでの作業の種類、手順などの行程が比較的に少ないことから、一定条件の下での作業の反復が多くなるのが特徴となります。

このため、利用者の作業速度、正確性及び持続時間に関して、向上の度合いを測定することが容易であり、特に利用者への就労支援の初期段階において有用なプログラムに成り得ます。

② 労務の提供は、作業の速度、正確さ、持続時間等にある程度以上の能力を有する利用者について、作業環境の変化への対応力や、複雑な器機等を独力で安全に使用する能力やその向上の度合いを測定できることから、就労支援の中期から終期段階にかけての有用なプログラムと成り得ます。

また、施設外で行う場合は、顧客の生活や仕事をする場で継続的または定期的に、よりよい品質のサービスを提供していくことで、顧客が施設と利用者の取り組みをより深く理解していくきっかけにも成り得ます。

③ 自主製品は、障害者就労施設が自ら企画した製品を製造していくことが可能です。

このため、製造された製品は、施設の経営理念や利用者の状況などが色濃く反映され、その施設の「顔」と成り得るものです。

加えて、自主製品が地域社会（場合によってはより広い社会）における市場で商品としての評価を受けることは、施設やその利用者が地域社会での役割を評価されることでもあり、その企画は常に改善や変更を検討する必要があります。

また、自主製品の規格や表示を変更する作業は、製造の各工程における作業の内容、種類、手順の変更に結びつくことから、利用者の作業環境の変更に対する適応力や能力の向上度合いを測定することが可能となり、就労支援の中期的な段階における有用なプログラムに成り得ます。

④ 店舗等の運営は、施設の活動を地域に紹介するとともに、障害のある人に対する地域の理解を深め、利用者の地域社会へのより積極的な参加を促していくきっかけになります。

また、利用者に対する就労支援の観点からみた場合、バックヤードでの調理、洗浄、清掃、在庫管理等は、作業の速度、正確さ、持続時間のほか、労務の提供や自主製品の製造と同様に、作業環境の変化への対応力やその向上の度合いを測定できます。

特に、接客の場面では、顧客の求めに応じて適切に対応することが求められることから、注文の確認とバックヤードへの伝達、配膳や下膳、会計など、作業の内容は複雑かつ多岐にわたることもあり、対人関係などへの対応やその向上度合いを測定することが可能です。

こうしたことから、店舗等の運営は、就労支援の初期から終期段階にまたがる有用なプログラムと成り得ます。

### (1) 障害者就労施設における工賃の状況

県内障害者就労施設の令和5年度における一人当たりの平均工賃月額額は23,060円となっており、目標工賃月額を上回っていますが、国の基本指針における「工賃月額」の算出方法の変更に伴う、大幅な上昇と考えられるため、目標工賃月額との単純な比較は困難となっています。

また、平均工賃月額のうち、最高額が62,372円、最低額が4,034円となっています。(表6参照)

**表6 障害者就労施設の工賃状況** (令和5年度実績) (単位:箇所、人)

	施設数	定員数	目標工賃月額	平均工賃月額(注)	
				最高	最低
就労継続支援事業B型事業所	149	3,227	18,500	23,060	4,034

(注)国の基本指針における「工賃月額」の算出方法が変更されたことに伴い、「平均工賃月額」については、以下の方法で算出しています。

<令和4年度まで>

支払工賃総額÷利用者の月ごとの延べ人数(小数点以下四捨五入)

<令和5年度から>

支払工賃総額÷1日当たりの平均利用者数(※)÷年間開所月数(小数点以下四捨五入)

(※)1日当たりの平均利用者数=延べ利用者数÷年間開所日数

### (2) 障害者就労施設の設置状況

障害保健福祉圏域別・障害者就労施設の設置状況は、表7のとおりとなっています。

**表7 障害者就労施設の障害保健福祉圏域別・障害者就労施設の設置状況**

(令和6年4月1日現在) (単位:箇所、人)

	県 計		南加賀圏域		石川中央圏域		能登中部圏域		能登北部圏域	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
就労継続支援事業B型事業所	149	3,227	31	648	88	1,914	16	385	14	280

### (3) 障害者就労施設における作業種別の状況

県内の障害者就労施設が行っている就労事業の主な作業の内訳は、表8のとおりとなっています。

多種多様な作業メニューがありますが、クッキーやパンなどの飲食料品、箱折りや検品などの請負・内職作業を行っている施設が多い状況となっています。【表8参照】

**表8 障害者就労施設の作業種別状況**

(令和6年3月末現在)

作業種目	主な作業内容	施設数(箇所)	総売上額(千円)
飲食料品	クッキー・パン・漬物・弁当等製造販売	91	515,827



清掃業	福祉施設清掃、公園清掃等	41	81,223
サービス業	喫茶店・食堂等	34	160,467
農業・水産・畜産等	野菜等栽培・収穫・加工等	49	88,909
印刷	軽印刷、会報折込等	8	7,093
リサイクル	アルミ缶・スチール缶回収等	20	32,868
クリーニング	リネンサプライ等	17	529,124
縫製(繊維製品一般)	ウエス加工、縫製等	15	26,405
日用雑貨・小物・木工(工芸)	アクセサリ、水引、革小物等	30	19,712
情報処理	アンケート集計、文字入力代行等	2	655
請負・内職	箱折、袋詰め、部品組立、検品等	160	250,589
その他	販売員派遣等	51	171,378

(注)施設ごとに複数の作業種目を実施しているため、施設数の総数は149施設を上回っている。

### 3 障害者就労施設における課題

令和6年4月に、本計画の対象となる障害者就労施設149か所に対して、就労事業の工賃向上に関するアンケート調査及び個別聞き取りによる補足調査を実施した結果、障害者就労施設においては、以下の3点が工賃向上に向けた主な課題となっています。

(調査対象施設数:149か所。うち、回答施設数:149か所)【表9参照】

#### (1) 利用者の能力や適性に応じた支援の充実

障害者就労施設の利用者の中には、一般企業への就職経験があり、将来的に一般企業への再就職を希望している人や、今以上に高い工賃を得たいと思っている人など、「もっと働きたい」というニーズを持った人がいます。

反面、障害の程度や高齢化等により長時間の作業や複雑な作業への対応が困難な人など、介護サービスを優先して行う必要がある利用者や今以上の工賃を望まない(今以上の作業の増加を望まない)人(保護者)もいます。

アンケート調査では、障害者就労施設のうち149施設中123施設(82.6%)で利用者の高齢化、障害の重度化などにより、今以上の作業を望まない利用者(保護者)や作業内容の変化への対応が困難な方がいる等の課題があると回答しています。

また、100施設(67.1%)で就労支援担当者が「就労事業に追われて、営業活動や作業工程等の見直しをする余力がない」等の課題があると回答しています。

一方、聞き取り調査では、施設管理者や就労支援員の多くは、これまで就労事業を利用者の日常生活上の機能訓練の場と考え、福祉的サービスに重点を置いた支援体制を採ってきた経緯があり、就労事業を商業活動であると意識することには抵抗があるとしています。

しかしながら、利用者の経済的な自立を確保するという観点からは、就労事業の工賃水準の引き上げは大切なことであると認識しており、利用者の能力や適性に応じた作業の配分や効率化、採算性等を意識した支援体制の確立が重要な課題となっています。

#### (2) 作業単価の低迷及び受注量の安定確保

障害者就労施設のうち149施設中112施設(75.2%)で作業単価が低い等の課題があると回答しています。聞き取り調査では、原材料費が高騰しているため利益率が低下した、施設の営業担当者が営業活動の経験が少なく、単価等の交渉能力に欠けることなどを課題とし

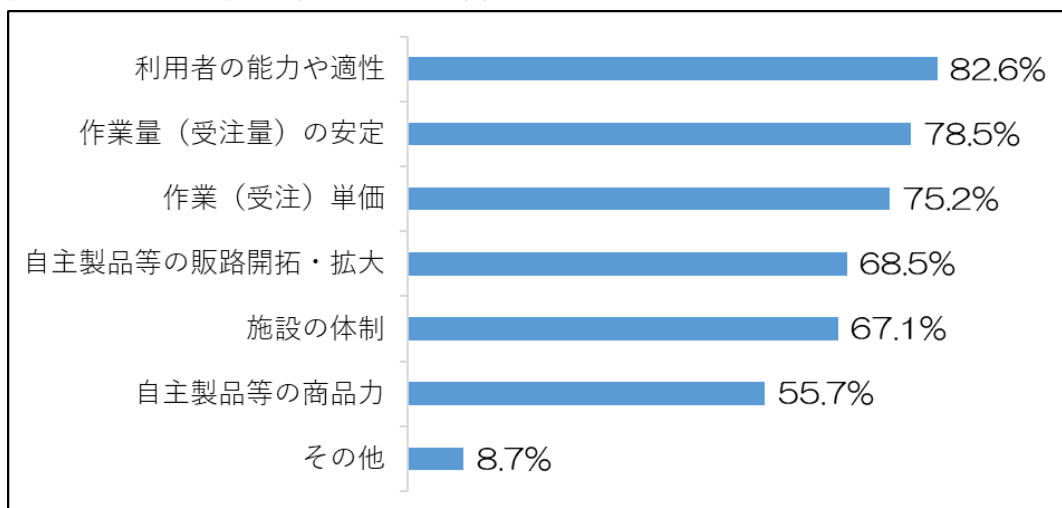
てあげています。

また、117施設(78.5%)で作業量(受注量)の安定に課題があると回答しています。聞き取り調査では、民間企業からの作業の受注量は、景気の影響を受けやすく安定しない状況であり、新たな受注先を見つけることが困難(情報収集の方法がわからない)であることなどが課題となっています。

### (3) 企業の経営ノウハウの不足

障害者就労施設のうち149施設中102施設(68.5%)で自主製品等の販路開拓や拡大に課題があると回答しています。また、83施設(55.7%)で商品力に課題があると回答しています。聞き取り調査では、自主製品の流通量が少なく知名度が低いこと、販路が施設周辺の狭い地域に限られていること、類似製品に比べてデザインなどが見劣りすること等から、結果として、売り上げが伸びず、製品単価を低く設定せざるを得ない状況になっていると考えており、自主製品の付加価値や生産能力の向上、新製品の開発などのノウハウの獲得が課題となっています。

表9 障害者就労施設における課題



(注)複数回答可として調査しており、回答比率は回答施設数149を基数として算出している。

### Ⅲ 計画の取組

障害者就労施設を利用する方々の工賃水準を効果的に引き上げるためには、障害者就労施設の利用者や施設職員がお互いに協力しながら努力することが必要となりますが、一方で、利用者の家族や地域住民、企業及び行政の就労事業に対する理解や協力が求められます。

本計画では、障害者就労施設の現状と課題を踏まえ、障害者就労施設や行政などの役割分担を明確にするとともに、障害者就労施設の主体性が引き出されるような施策の推進に取り組むこととします。

#### 1 計画の基本目標

障害者就労施設における就労支援事業を利用する方々の工賃水準を引き上げるとともに、「福祉から雇用へ」の取組の一環として一般就労への移行を促進するため、次の2つを計画の基本目標とします。

##### (1) 工賃向上のための就労事業及び実施体制の見直しと充実強化

障害者就労施設利用者の地域社会における生活や経済的な自立を支えるためにも工賃水準の引き上げが大切であることから、県内各施設における「事業所工賃向上計画」の作成を進めるとともに、利用者の能力や適性に応じた就労事業や実施体制の見直しを推進します。

また、障害者就労施設がその見直しを進めるにあたっては、行政との連携やその協力が不可欠であることから、工賃向上に向けた支援施策の充実を図るとともに、各地域における連携や協力体制づくりを推進します。

##### (2) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の確立

障害者就労施設で働く利用者の中には、「現在の作業種目以外の就労訓練をしてみたい」、「もっと経済的に自立したい」などのニーズを持っている人がいます。

そうしたニーズの実現に向け、障害のある人が希望する就労事業に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、障害者就労施設で働く利用者の就労環境や社会生活面に関する相談・支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターを設置するとともに、障害者就労施設が地域のハローワークや一般企業との連携を図るためのネットワークづくりを推進します。

## 2 目標工賃

### (1) 目標工賃設定の考え方

令和6年4月1日現在で就労継続支援事業所(B型・149か所)より提出された「事業所工賃向上計画」にて、事業所ごとの工賃支払総額の合計を、1日の平均利用者数で割り、さらに年間開所月数(平均)で割った数値を県全体の目標とします。

### (2) 目標工賃の設定

令和6年度 目標	23,800円(前年比 3.1%)
令和7年度 目標	24,400円(前年比 2.5%)
令和8年度 目標	25,200円(前年比 3.3%)
	(3年間での上昇率 9.3%)

## 3 具体的な施策の取組

### (1) 障害者就労施設における「事業所工賃向上計画」の作成及び取組の推進

#### ① 目標工賃を設定した「事業所工賃向上計画」の作成と着実な実行

障害者就労施設と協力しながら、利用者個々の能力や適性に応じた就労事業の提供や利用者の経済的自立に向けた工賃水準の引き上げを目指す「事業所工賃向上計画」の作成とその着実な実行を推進します。

また、障害者就労施設における効率的かつ効果的な取組を支援するため、各種関連情報の積極的な提供はもとより、技術的かつ専門的な指導や助言に努めます。

#### ② 「事業所工賃向上計画」に基づく工賃実績の評価と推進

障害者就労施設と協力しながら、各施設が、自ら、毎年度、「事業所工賃向上計画」の工賃実績を評価するとともに、目標工賃の達成に向けた取組の着実な推進を図ります。

### (2) 工賃向上に向けた支援施策の充実と連携の強化

#### ① 農福連携による工賃向上支援

農福連携マルシェの開催、農家と障害者就労施設とのマッチングを支援します。

#### ② 福福連携による工賃向上支援

高齢者施設等におけるシーツ交換、清掃等の作業を障害者就労施設が受託できるようにマッチングを支援します。また、障害者就労施設が高度な清掃技術を習得する研修会を開催します。

**③ 就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業費補助金**

就労系障害福祉サービス事業所に対する障害特性に配慮した ICT 機器等の導入に係る費用の補助を通じて、利用者が働きやすい職場環境を整備し、障害者の生産能力の向上及び障害者が従事可能な担当業務の拡充を図り、事業所の生産活動の改善等に向けた取組を支援します。

**④ 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業費補助金**

工賃向上に関する取組の好事例として、横展開を図ることができるモデル的な事業を行う障害者就労施設に対する生産設備の導入に係る費用の補助を通じて、障害者の工賃向上に資する効果的な取組の促進を図り、事業所の生産活動の改善等に向けた取組を支援します。

**⑤ 石川セルフ振興センターに対する支援**

多くの障害者就労施設(令和6年3月末で43施設が加盟)で構成する「石川セルフ振興センター」の組織拡大やセルフショップの運営、イベントの開催等に対して支援を行います。

**⑥ 障害者就労施設からの物品等の優先調達の促進**

障害者就労施設が製造する物品等の販売や役務の提供について、県の調達方針を策定し、率先発注を積極的に進めるとともに、県内の国の機関や市町における優先調達を働きかけていきます。

**(3) 「福祉から雇用へ」に向けた就労・生活支援体制の充実**

**・ 障害者就業・生活支援センターの設置促進**

障害保健福祉圏域ごとに障害者就業・生活支援センターの設置を促進し、障害者就労施設の利用者や就労支援員が、就労や社会生活面についてきめ細やかな相談や必要な支援が受けられる環境づくりを推進します。

## IV 計画の推進体制

- 1 この計画の推進にあたっては、障害者就労施設はもとより、国の関係機関や市町、経済界と緊密な連携を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 2 この計画の推進には、障害者就労施設の自主的な取組が不可欠であることから、その積極的な取組を促します。

**石川県工賃向上計画（令和6～8年度）**

**石川県健康福祉部障害保健福祉課**

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1459 FAX 076-225-1429